# 国立大学法人山口大学へ

# 半世紀ぶりの大変革

平成16(2004)年4月、本学は全国の国立大学とと もに国立大学法人として新たなスタートを切った。

それまでの国立大学は、国の行政機構の一部として 運営に必要な予算や、教授会を中心とした自治の権限 と学問の自由や、教職員の国家公務員としての身分等 を保障されていた。しかし、1990年代以降政府は規制 緩和政策と行財政改革を推進し、その一環として国立 大学の法人化が構想され、平成11年に閣議決定され 法人化にあたり教職員に挨拶する加藤学長 た。法人化は大学の制度そのものを根底から変えてし まう、戦後の学制改革以来の大変革だった。



(平成16年4月1日)

# <国立大学法人制度の概要>

- ① 大学ごとに法人化し、自律的な運営を確保
- ② 民間的発想のマネジメント手法を導入
- ③ 学外者の参画による運営システムを制度化
- ④ 非公務員型による弾力的な人事システムへの移行
- ⑤ 第三者評価の導入による事後チェック方式に移行



競争的環境の中で、活力に 富み、個性豊かな大学づくり を目指す

本学では、法人化に対応するため、平成12年から運営諮問会議を設置し(委員10名、議長:松 野浩二氏)、山口大学の在り方を審議するとともに、平成14年に法人化準備事務本部、法人化準 備事務室及び法人化準備委員会を設置した。委員会は学長以下41名で組織し、目標評価部会と 制度設計部会を設けた。目標評価部会は、第一期目(平成16~21年度)の中期目標・中期計画

案の作成や、その前提となる本学の理 念並びに長期目標の検討を行った。制 度設計部会は、5つのワーキンググル 一プに分かれ、各々組織・人事・財務・ 安全衛生及び病院に関する事項につ いて検討を行った。

かつて経験したことのない出来事に、 多くの教職員が知恵を絞り、議論し、 力を結集して「国立大学法人山口大学」 を発進させたのだった。



運営諮問会議

# 理念・目標の制定「発見し・はぐくみ・かたちにする」

法人化に先立つ平成12(2000)年4月、本学の「理念と目標」が制定された。原案の作成は、廣中平祐学長を座長に45歳以下の若手教官によるものである。「大学に入学する若い人たちに語り

かけたい」という廣中学長の思いをもとに、わかりやすい 言葉を使いつつ研究者にも通用する高度な内容を持つも のとなった。発見するものは何か、それは「夢」であり、そ の夢をかたちにしようという案に議論を重ねて、広く深い 内容に発展した。すべて動詞を使い、未来に広がる言葉 になっているのが、本学の理念・目標の特長である。

さらに、平成19年2月には「山口大学憲章」が制定され、 学生・教員・職員の三者が一体となって理念の共有と目標 の実現を目指すこととした。



正門に刻まれている理念

# 新シンボルマーク

大学の理念・目標制定を機にシンボルマークも一新された。平成13年度から本学のUI(University Identity)を表現するVI(Visual Identity、シンボルマーク、ロゴマーク等)の制定を広報活動専門委員会が中心となって作業を進め、平成16年1月、新シンボルマーク等を制定した。

シンボルマークは、未来をまっすぐに見据えた顔を表現し、個性を大切にした教育・研究を育む学問の芽は世界に向かって大きく開いている。自然をイメージさせるシンボルカラーは、大学の実直さと安心感を表現している。



銘板の除幕式

# 新たな挑戦

#### 運営組織•役員

本法人役員として、学長以下理事5名、監事2名が置かれ、大学の重要事項に関する審議は役員会(監事を除く)で行うこととなった。

学長を補佐するための副学長も置かれた。法人化時は、企画広報・人事労務・財務施設・教育国際・学術研究・学術情報の各担当6名でスタートした。このうち4名(学術研究及び学術情報担当を除く)が理事を兼務し、学外からも非常勤の理事を1名迎えた。その後、組織の見直し等により、現在は副学長9名の体制となっている。

また、法人の経営に関する重要事項は学外有識者を含めた経営協議会で審議し、教育研究に関する重要事項は教育研究評議会で審議することとなった。

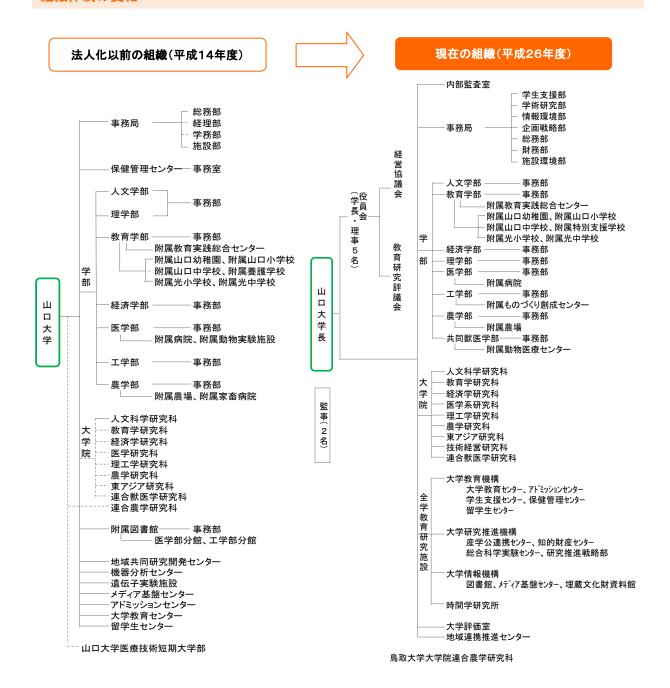
#### 評価

大学は、教育研究等の状況について自ら点検・評価し、その結果を公表することが義務付けられた。平成16年度には、第三者から教育研究等の状況について定期的に評価を受ける大学評価制度(認証評価及び国立大学法人評価)が導入され、自己点検評価活動に基づく継続的な質的向上に一層の責任を負うとともに、その結果の公表により社会からも評価を受けることとなった。本学では平成18年度に大学評価室を設置し対応している。



(右)大学評価基準を満たしていることを証明する認定証

### 組織体制の変化



### 就業規則 安全衛生

教職員の身分は、国家公務員法や人事院規則等の国家公務員に適用されている規定が適用されなくなり(非公務員化)、労働基準法や労働安全衛生法等に基づいて国立大学法人が自主的に就業規則を定めることとなった。学長と過半数代表者による労使協定締結や産業医の配置、職場巡視など、教職員の安全衛生が強化され、教員の勤務時間は裁量労働制が導入された。



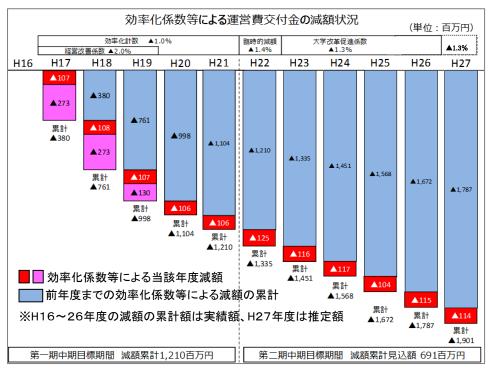
#### 教職員数の推移

教員数は増加の一途であるが、職員数 は昭和50年代後半をピークに減少が続 いた。

平成26年に上昇している要因は、附属 病院が平成18年度から実施している「7 対1」の看護配置基準(患者7人に対して 看護職員1人を配置する体制)によるもの と考えられる。

### 財務会計

大学の運営費を国から全面的に配分される官庁会計方式(国立学校特別会計)から、企業会計を原則とする会計制度に変わった。大学運営は、国から配分される運営費交付金と、授業料や附属病院収入などの自己収入及び外部資金を合算して実施され、会計処理は「国立大学法人会計基準及び注解」に基づいて行うこととなった。複式簿記を導入し、財務諸表を作成し、内部監査体制を整備するとともに会計監査人による監査を受けて、財務内容は毎年広く公表することとなった。

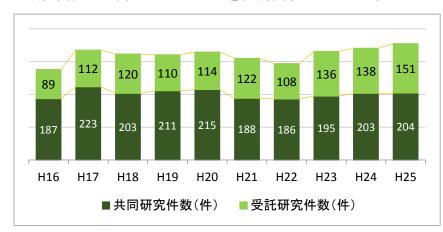


運営費交付金は大学改革促進係数として前年度比▲1.3%が課せられるため、毎年約1億円減額され、法人化後10年間で約18億円の減額となった。

ちなみに平成26年度の運営費交付金は、約119億円で本学収入の約30%にあたる。

### 研究推進・産学公連携

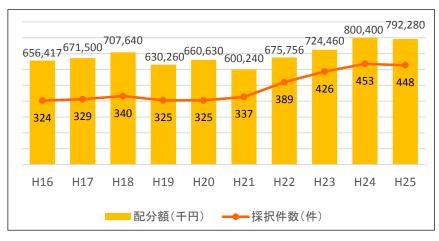
大学(学)は、企業(産)や公的機関(公)と連携して共同研究や技術開発を推進し、その成果をもって科学技術振興と地域社会の発展に貢献することが求められるようになった。本学では、法人化を機に地方大学としては他に先駆けて、宇部興産㈱、㈱トクヤマ徳山製造所、㈱山口銀行、宇部市等と包括的連携協力協定を締結した。現在、14機関と協定を結び、共同研究や技術交流、講演・講義、人材育成等を行っている。また、地域発イノベーションの創出を目指して、知的財産を軸とした研究開発の一貫したマネジメントを行う体制も整えている。



# 共同研究及び受託研究件数の 推移

平成25年度の共同研究・受 託研究の合計件数は355件で、 法人化後の10年間で1.3倍と なった。

なお、共同研究・受託研究・寄 附金の合計額は、21億4千万 円となっている。



#### 科学研究費補助金の推移

科研費の採択件数は、法人化 後の10年間で1.4倍となった。

ちなみに、平成25年度の採択 件数は448件(うち160件が新 規)、採択金額は約8億円だっ た。

# 地域連携

教育・研究と並ぶ第3の使命として本学は地域貢献を宣言した。 広く地域社会に開かれた大学として一般市民を対象に生涯学習の 場を提供する公開講座は、平成16年度は17講座を開講し(受講者 329名)、現在では約2倍の講座数となっている。出前講義、高大 連携事業のほか、平成18年度から正課授業の一部を開放する「開 放授業」も始まった。

図書館や埋蔵文化財資料館は、従来からの一般開放のほかに 地域と連携した企画展示を開始した。また、吉田キャンパスでは自



公開講座の様子

然歩道や「共育の丘」などの環境整備を行い、地域住民の散歩コースや交流の場を提供している。 平成24年からスタートした学生スタッフによるキャンパスガイド「てくてくツアー」も好評を得ている。